

# 川島町人権施策基本方針



川島町マスコットキャラクター かわみん&かわべえ

平成25年3月

川 島 町

# 目 次

<b>第1章 基本的な考え方</b> . . . . .	<b>1</b>
1 人権施策推進の背景 . . . . .	1
2 人権施策の基本理念 . . . . .	4
3 人権施策基本方針の性格 . . . . .	4
4 目標年次 . . . . .	4
<b>第2章 人権施策の推進方向</b> . . . . .	<b>5</b>
I あらゆる場を通じた人権教育及び人権啓発の推進 . . . . .	6
1 人権教育 . . . . .	6
(1) 学校等における人権教育 . . . . .	7
(2) 家庭、地域社会における人権教育 . . . . .	8
2 人権啓発 . . . . .	10
(1) 町民全般に対する人権啓発 . . . . .	10
(2) 職員に対する人権啓発 . . . . .	10
II 相談・支援の推進 . . . . .	12
III 町民、企業等と協働したまちづくり . . . . .	13
<b>第3章 分野別施策の推進</b> . . . . .	<b>14</b>
1 女性 . . . . .	14
2 子ども . . . . .	15
3 高齢者 . . . . .	16
4 障がいのある人 . . . . .	17
5 同和問題 . . . . .	18
6 外国人 . . . . .	19
7 様々な人権問題 . . . . .	20
<b>第4章 推進体制</b> . . . . .	<b>22</b>
1 町の推進体制 . . . . .	22
2 国、県及び民間団体等との連携 . . . . .	22
<b>用語解説</b> . . . . .	<b>23</b>
(改定) 川島町人権施策基本指針施策体系 . . . . .	28
<b>資料</b> . . . . .	<b>30</b>

## 第1章 基本的な考え方

### 1 人権施策推進の背景

#### (1) 人権をめぐる国内外の流れ

昭和20（1945）年に世界平和と安全の確保、人種、性、言語及び宗教による差別をなくすなどを目的として国際連合（以下「国連」という。）が設立されました。

昭和23（1948）年、国連は「世界人権宣言\*」を採択し、前文において、「加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成すること」を誓約し、「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準」を定め、その宣言の第1条で「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。」と規定しています。

その後、この基本的精神を実現するため、「あらゆる形態の人権差別の撤廃に関する国際条約\*」（昭和40年・1965年）、「国際人権規約\*」（昭和41年・1966年）、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約\*」（昭和54年・1979年）、「児童の権利に関する条約\*」（平成元年・1989年）など個別の人権保障のための条約が採択され、「国際人権年」（昭和43年・1968年）をはじめとした各種の国際年、各種宣言等によって人権尊重や差別撤廃に向けた取組が行われてきました。

さらに国連では、こうした条約の採択等による取組だけでなく、平成5（1993）年のウィーンにおける世界人権会議で「ウィーン宣言及び行動計画」を採択しました。この会議では、これまでの人権教育\*の潮流を再認識し、女性、子ども、高齢者、少数者、難民、先住者、極貧の人々、HIV感染者\*あるいはエイズ\*患者、並びに他の社会的弱者の人権の強化を強調し、そのための実効ある行動として人権教育の展開を示しました。

これを受け、平成6（1994）年の第49回国連総会では、平成7（1995）年から平成16（2004）年までの10年間を「人権教育のための国連10年」とする決議が採択され、世界各国において人権文化を築くことを目的として「人権教育」を積極的に推進するよう「人権教育のための国連10年行動計画\*」が示されました。

国内においては、昭和22（1947）年に基本的人権の尊重を基本原理の一つとする日本国憲法が施行されました。そして、昭和31（1956）年に国連に加盟し、国際社会の仲間入りを果たしました。その後、国際社会の一員として、人権に関する諸条約を批准するなど基本的人権の擁護・尊重と人権意識の普及に向けた取組を進めてきました。

平成7（1995）年に内閣総理大臣を本部長とする「人権教育のための国連10年推進本部」が設置され、平成9（1997）年「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画が策定されました。

さらに平成9（1997）年、様々な人権問題を踏まえ、今後の人権擁護に資することを目的とした「人権擁護施策推進法（時限立法）」が施行されました。

そして、同法に基づき設置された「人権擁護推進審議会」において、平成11（1999）年には「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本事項について」、平成13（2001）年には「人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項について」、それぞれ答申が出されました。

平成12（2000）年、人権の擁護に資することを目的として「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律\*」が制定され、人権教育及び人権啓発の推進は、国及び地方公共団体の責務であると規定されました。これに基づき、平成14（2002）年には「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定されました。

その後、「犯罪被害者等基本法」（平成16年・2004年）、「高齢者虐待防止法」（平成17年・2005年）、「障害者自立支援法」（平成17年・2005年）、「改正DV防止法」（平成19年・2007年）など、個別の人権関係の法律の整備や改正により、21世紀を人権の世紀にふさわしいものとするための取組が行われています。

また、人権侵害を受けた被害者の救済については、急務の課題となっており、新しい人権救済制度に関する検討が行われています。

## （2）埼玉県における取組

埼玉県では、埼玉県長期ビジョンや埼玉県5か年計画において、「人権尊重の社会づくり」、「すべての県民が互いの人権を尊重しながら共に生きる社会」の実現を目指して、同和問題の解決をはじめ、差別のない明るい社会を実現するための「差別を許さない県民運動」の推進、社会全体で子育てを支援する環境づくりを図るための「子どもの人権を尊重する社会づくり」の推進等、様々な施策を推進してきました。

しかしながら、子どもや高齢者への虐待、女性への暴力、インターネットを悪用した人権侵害など人権問題は複雑・多様化するとともに、北朝鮮当局による拉致問題や、東日本大震災及びそれに伴う福島第一原子力発電所の事故による避難住民への人権の配慮など新たな課題も生じ、迅速かつ的確な対応が急務の課題となり、その社会情勢の変化に適切に対応するため、平成24（2012）年3月に、「（改定）埼玉県人権施策推進指針」を策定しました。

これを受け、埼玉県教育委員会では、平成15（2003）年3月に策定した「埼玉県人権教育推進プラン」を改定し、新たに「埼玉県人権教育実施方針」を策定しました。

## （3）本町における取組

本町では、同和行政を町政の重要課題と位置づけ、昭和57（1982）年、第2次川島町総合振興計画を策定し、啓発対策、環境改善対策、福祉対策、産業対策、社会同和教育、学校同和教育を柱にした各種の施策を総合的に推進し、平成11（1999）年には、「川島町行動計画に伴う実施計画」を策定し、同和対策・啓発事業を推進してまいりました。

また、人権尊重の理念の実現をめざし、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年・2000年）」第5条の趣旨を踏まえ、必要な事項を調査、協議するため川島町人権政策協議会を設置しました。

平成15（2003）年3月、特別対策終了後の同和行政の基本的あり方を示す「今後の同和対策の基本方針」（以下「基本方針」という。）を策定し、本町が進める同和対策についての基本的な考え方を示しました。

平成16（2004）年3月には、基本方針に基づく「今後の同和対策の基本方針における実施計画」を、平成20（2008）年3月には「今後の人権・同和対策の基本方針における実施計画」を策定し、同和問題をはじめとするさまざまな人権問題の解決に向けて、積極的に取り組んできました。

そして、平成23（2011）年3月に策定した「第5次川島町総合振興計画」の中でも、人権の尊重を位置づけ、人権意識の高揚を図っています。

しかしながら、差別事象は今なお現存しており、昨今の急激な社会環境の変化に伴い、人権問題は多様化する傾向にあり、新たな人権課題も発生しています。

こうした状況に対応するため、これまでの人権施策の取組の成果や課題を踏まえ、人権方針の策定後に制定された法令や計画との整合を図り、改めて「川島町人権施策基本方針」を策定するものです。

## 2 人権施策の基本理念

本町は、「すべての町民がお互いの人権を尊重しながら共に生きる社会を実現する」ことを基本理念とし、人権施策を推進します。

この基本理念は、次の3つが共に実現した社会をいいます。

### (1) 一人一人が個人として尊重される社会

人権とは、すべての人間が生まれながらにして持っている権利で、人間が人間らしく生きていくための、誰からも侵されることのない基本的な権利です。

一人一人が、尊厳を持ったかけがえのない存在として尊重される社会の実現を目指します。

### (2) 機会の平等が保障され、一人一人の個性や能力が発揮できる社会

すべての人は平等であって、性別、年齢、障がいの有無、社会的身分、門地、民族等によって差別されず、それぞれ一人一人の個性や能力を十分に発揮する機会が保障され、誰もが生きがいをもって暮らせる社会の実現を目指します。

### (3) 一人一人の多様性を認め合い、共に生きる社会

すべての人がそれぞれの文化や価値観を尊重し、それぞれの人格や個性を認め合い、安心して共に暮らすことができる社会の実現を目指します。

## 3 人権施策基本方針の性格

- (1) 本町の人権施策の基本的な考え方を示すとともに、町民や企業などに対して町の人権施策の推進方向を示し、人権が尊重される社会づくりのための連携や協働を求めていくものです。
- (2) 本町の最上位計画である「第5次川島町総合振興計画」を踏まえるとともに、町の分野別計画等と密接な関連を持ったものです。
- (3) 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第5条に規定される地方公共団体の責務として、町が人権教育・人権啓発を総合的に推進するためのものです。

## 4 目標年次

人権施策を推進するためには、長期的視点に立ち持続的に取り組んでいく必要があることから平成25（2013）年度から、概ね10年程度を見通したものとします。

なお、社会情勢等の変化を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

## 第2章 人権施策の推進方向

町政のあらゆる分野の業務は、町民一人一人の生活に密接に関連し、様々な人権に深く関わっています。このため、人権尊重の意識を醸成する教育・啓発、また、人権問題に関する相談、支援などの取組が求められています。

さらに、人権施策を効果的に実施するため関係機関との連携が必要となります。

このため、町の行政のあらゆる分野において、次の3つの視点から人権尊重を基調とした事業を総合的に展開します。

I あらゆる場を通じた人権教育及び啓発の推進

II 相談・支援の推進

III 町民、企業等と協働したまちづくり

また、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、同和問題及び外国人を、重点的に取り組むべき分野別人権課題として施策を展開します。

なお、これらの人権課題には、それぞれの課題が重なり合って更に困難な状況に置かれるといった、いわゆる複合的な人権課題への取組が必要となっています。

## I あらゆる場を通じた人権教育及び啓発の推進

### 1 人権教育

本町においては、「人権を尊重した教育の推進」を教育行政のひとつの施策として位置付け、人権尊重の観点に立った学校教育の推進、同和教育の推進、障がい理解教育の推進及び男女共同参画社会の実現に向けた教育の推進を図ってきました。今後は、その成果を踏まえ、様々な人権問題の解決を目指し、学校、家庭及び地域社会を通じて、幼児、児童・生徒をはじめ広く町民に人権尊重の精神を培う人権教育を総合的に推進します。

そこで、次のとおり基本的な方針を定め、人権教育を推進します。

#### ○ 町民が主体となる人権教育

町民一人一人が、人権が尊重される社会を確立する担い手であることを認識し、一人一人が人権問題に関する正しい理解を深め、課題の解決に向け主体的に取り組むための人権教育を推進します。

#### ○ 生涯を通じた人権教育

生涯学習の視点に立って、幼児期からの発達段階を踏まえ、学校、家庭及び地域社会において、相互に連携を図り、町民一人一人の生涯を通じた人権教育を推進します。

#### ○ 人権感覚を培う人権教育

町民一人一人が人権を尊重することの重要性を正しく認識し、人権への配慮が態度や行動に現れるような人権感覚を身に付けた町民の育成を図る人権教育を推進します。

#### ○ 共生の心を醸成する人権教育

自他の人権について正しく理解し、その権利の行使に伴う責任を自覚して、人権を尊重し合う共生社会を築くため、人権への意識を高め、自己実現の権利や多様な考えを認め合うなど、共生の心を醸成する人権教育を推進します。

本町では上記の基本方針に基づき、すべての人の基本的人権が尊重されるよう「第5次川島町総合振興計画」の目標とする「住む人に快適を 訪れる人に活力を 笑顔で人がつながるまち かわじま」の実現を目指し、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、同和問題、外国人の人権問題などに関する課題を解決するために、学校、家庭及び地域社会を通じて、人権教育を推進します。

また、同和教育については、これまでに積み上げられてきた成果と手法への評価を踏まえ、人権教育の中に位置付けて推進します。

## **(1) 学校等における人権教育**

### **【現状と課題】**

学校等においては、子どもたちの発達段階に即しながら、教育活動全体を通じて人権尊重の意識を高めるため、一人一人を大切にすることを推進することが必要です。

これまで、学校等では人権に関する様々な課題について、子どもたちが授業で学習したり、クラスで話し合ったりするなど、発達段階に応じた取組が行われてきました。

しかし、いじめの問題などに見られるように、子どもたちに相手の立場に立った考え方や人権意識が十分浸透していない面があります。

このような中、生命を大切に、自他の人格を尊重し、個性を認め合う心、正義感や公正さを重んじる心など、豊かな人間性を育成することが必要です。

### **【施策の展開方向】**

子どもたちの発達段階に即しながら、教育活動全体を通じて一人一人を大切にすることを推進し、基本的人権を尊重し主体的にあらゆる人権問題を解決しようとする子どもたちの育成を目指します。

#### **① 発達段階に応じた人権教育の推進**

人権教育の視点に立ち、各教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間などで、目標や内容を明確にするとともに、相互の関連を図りながら、人権に関する知的理解に加え人権に対する感性や人権感覚を育てます。

##### **ア 互いに尊重し助け合う心と態度を育てる教育活動の推進**

自他の個性を認め合い、共に学ぶことや活動することの大切さ、やり遂げた成就感や満足感を味わうことのできる教育活動を推進し、互いに尊重し助け合う心と態度を育てます。

##### **イ 体験的な活動の充実と家庭や地域社会との連携**

子どもたちの発達の特性を踏まえ、家庭や地域社会との連携を図りながら、ボランティア活動や自然体験活動、高齢者や障がいのある人との交流など、豊かな体験の機会の充実を図り、人権を尊重する心と態度を育てます。

##### **ウ 保育園、幼稚園及び小・中学校の連携による人権保育と人権教育の推進**

保育園、幼稚園及び小・中学校の保育、教育活動の関連について配慮し、人権を尊重する心と態度を育てます。特に、乳幼児期の保育や教育については人格形成の基礎を培う重要な役割を担っていることから、保育園、幼稚園及び小学校との一層の連携と人権尊重の精神の芽を伸ばし育てる指導の工夫に努めます。

#### **② 人権教育の研究推進**

人権を尊重する心と態度を育てるための教育の在り方について、幅広い視点から実践的な研究を行い、人権教育に関する指導方法等の工夫や改善を図ります。

#### **③ 教育相談体制の充実**

相談員の配置やスクールカウンセラー\*の活用により、子どもたちの理解を深め、いつでも相談できる体制の充実に努めます。

#### ④ 教職員に対する研修会等の充実

人権に関する研修会の実施や学習資料、指導資料などの作成・配布、児童虐待防止に向けた研修や情報モラル教育に関する研修等により、教職員の認識を深め、指導力の向上を図ります。

## (2) 家庭、地域社会における人権教育

### 【現状と課題】

家庭や地域の人々が日常生活を通じて、豊かな人権感覚を身に付け、公正・公平に行動することなどを、自らの姿勢や行動をもって、子どもに示していくことが求められています。

これまで、町民を対象とした啓発リーフレットや人権研修会など、人権課題に接する機会が提供されてきました。参加者は、様々な人権課題について学びながら、人権が尊重される社会の実現に向けて努力してきました。

この成果を生かしながら、家庭や地域の人々が人権尊重の理念について、さらに理解を深めるとともに、学習意欲を喚起する学習・指導内容や学習・指導方法を工夫と改善をしていくことが必要です。

### 【施策の展開方向】

家庭や地域社会の中の身近な課題についての意見交換などを通じて、家庭や地域の人々が人権尊重の理念について理解を深めるとともに、参加体験型学習を取り入れるなど、意欲的に学習することができる学習機会の提供に努めます。

また、人権に関し幅広い識見のある人材の活用とともに、人権教育の指導者の充実に努めます。

#### ① 家庭教育における人権感覚の定着と支援体制の充実

人権教育は家庭から始まります。家庭において生命の大切さや人権を守ることを親が教えるなど、豊かな心や人権を尊重する態度を身に付けさせることが大切です。そのため、子育てに関する相談体制の整備、親子のふれあいを深めることができる体験活動等の充実及び家庭教育に関する学習機会の充実に努めます。

#### ② 地域社会における人権教育の推進

お互いの人権を尊重し合う共生社会を実現するため、地域住民の人権意識を高める学習機会の提供や参加・交流を促進する事業の実施など、生涯を通じて学習できる人権教育の充実に努めます。

#### ③ 人権教育の学習・指導内容、学習・指導方法の工夫及び改善

様々な人権問題の理解を深める学習が、単に知識の習得にとどまらず、社会の構成員としての責任を自覚し、実践活動に結び付くよう、人権教育の学習・指導内容、学習・指導方法の工夫及び改善を図ります。

#### ④ 人権教育指導者の養成と研修の充実

学校、家庭及び地域社会が一体となって総合的な取組を行うためには、指導者の充実を図ることが重要です。人権尊重の精神を普及させ、人権問題の解決に向けて、理解から行動へ結びつく学習機会を推進するために指導者の充実を図ります。

## 2 人権啓発\*

### (1) 町民全般に対する人権啓発

#### 【現状と課題】

人権啓発については、より多くの町民が啓発活動に触れることができるよう町民、企業等を対象とした研修会等の人権啓発活動を継続的に行っております。

今後は、町民一人一人が自分自身の課題として人権尊重の理念についての理解を深められるよう、人権啓発活動をより効果的に推進することが必要です。

#### 【施策の展開方向】

様々な人権問題を解決し、人権が尊重される社会を実現することを目的として、人権尊重の思想が地域に広く定着するよう啓発活動を推進します。

国、県、他市町村、企業等と連携した啓発活動をより一層推進します。

町民が、様々な場を通じて人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な学習の機会の提供や効果的な手法の採用などによる啓発活動を推進します。

人権に関わりの深い職業に従事する者への啓発や研修を、それぞれの職務、職場に応じて効果的に推進します。

また、啓発活動の効果があがるような工夫等を検討していきます。

#### ① 町民への啓発

町民の人権問題に対する正しい理解と認識を深めるため、広報紙、ホームページ、リーフレット等の活用や人権教育・啓発活動体制の充実を図り、国、県、他市町村及び企業等と連携・協力するなど効果的な啓発活動を推進します。

また、人権強化月間・週間に啓発活動を実施するとともに各課題別の啓発活動を展開します。

#### ② 企業等への啓発

企業等には、地域社会における社会的責任や社会貢献が求められており、採用や昇任など個人の適正と能力に基づく公正な採用・選考が行われるように、関係機関と連携し、啓発活動を推進します。

また、企業などが行う啓発活動に啓発資料を提供するなど、人権尊重の意識の高い職場づくりや人権を大切にしたい組織づくりが進むよう、啓発活動を推進します。

#### ③ 人権に関わりの深い職業に従事するものへの啓発

医療機関、社会福祉施設その他の関係団体等に対して、人権に関する啓発活動を推進します。

### (2) 職員に対する人権啓発

#### 【現状と課題】

公務員の業務は様々な人権に深い関わりを持つことから、職場内研修等を通して人権意識の高揚と

資質の向上に取り組んできましたが、人権尊重の理念を理解し、公権力の行使による人権侵害などにも十分配慮して、その意識が行動に現れるよう、より一層の研修・啓発が求められています。

### **【施策の展開方向】**

#### **① 行政職員**

行政職員には、常に人権に配慮した業務の遂行が必要であることから、それぞれの職務において適切な対応が行えるよう、人権に関する研修の充実を図ります。

また、地域社会の一員として、人権教育及び人権啓発の推進に積極的な役割を担うよう、職員の意識改革に努めます。

#### **② 教職員**

各教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間等の場面での指導力向上を目指し、あらゆる人権に関する教育のための研修を充実させるとともに、指導者である教職員の人権意識の向上を図ります。

## II 相談・支援の推進

### 【現状と課題】

町では、人権問題や法律問題をはじめとした、各種相談窓口を設置し、様々な相談業務を行っています。

しかし、女性に対する暴力や子ども、高齢者、障がいのある人への虐待をはじめ、人権に関する相談内容は複雑・多様化しており、迅速かつ適切な対応をするための相談事業の充実、相談機関相互の一層の連携強化が求められています。

人権侵害に対する相談・支援・救済は、法務局や人権擁護委員\*により実施され、また、企業等の民間団体も大きな役割を担っていますが、町の関係機関等との連携が十分に図られているとはいえません。国、県、他市町村及び企業等の民間団体が相互の特性を生かし、十分な連携を図っていくことが課題となっています。

### 【施策の展開方向】

町民が、人権に関する様々な問題について気軽に相談できるよう、各相談機関の充実や周知を図るとともに、関係職員の能力向上に取り組めます。

また、複雑・多様化した人権問題に、迅速かつ総合的に対応できるよう、国、県、他市町村その他の関係機関を含め、それぞれの相談機関等がネットワーク化を図るなど連携強化に努めます。

#### ① 相談機関相互の連携強化

人権問題の早期解決を目指し、法務局をはじめ、国や県の関係機関、近隣市町村、人権擁護委員連合会などと連携を図り、協力体制の強化に努めます。

#### ② 相談窓口の充実

町民が、人権に関する様々な問題について気軽に相談できるよう、各種相談窓口の充実や活動内容の周知を図ります。

人権に関する相談に対して、適切な対応ができるよう、関係職員や相談員の資質の向上を図ります。

#### ③ 支援の充実

女性への暴力、子どもや高齢者への虐待など様々な人権侵害を早期に解決するため、支援体制の充実を図ります。

また、認知症\*高齢者、知的障がいのある人、精神障がいのある人などの権利擁護や権利行使の援助を図ります。

### Ⅲ 町民、企業等と協働した地域づくり

#### 【現状と課題】

町内で、町民、企業等の地域社会を構成する多様な主体による人権が尊重される地域づくりが進められていますが、今後、より一層の取組が期待されます。

児童虐待やいじめ、DV\*（ドメスティック・バイオレンス）等の潜在しやすい人権侵害の早期発見や保護を図るためには、地域住民の連帯による取組が求められています。

自主的、自発的に行われる町民や企業等が行う人権に係る活動は、地域の様々な人権問題の解決に向けて、機動性等に優れるなどその重要性が認識されつつあります。

女性や子ども、高齢者、障がいのある人などを含むすべての社会の構成員が地域の中で共に暮らし、共に生きる社会の実現が求められています。

#### 【施策の展開方向】

町民、企業等の地域社会の構成員が相互に連携を図り、あらゆる分野で町民一人ひとりの人権が尊重される地域社会の実現を目指します。人権が尊重される社会づくりの基本は、地域住民や企業などあらゆる地域社会の構成員による地域をあげての人権を尊重する取組です。

児童虐待、いじめ、DV等の潜在しやすい人権侵害の早期発見や保護を図るため、地域住民の連帯による取組を促進します。

年齢、性別、国籍、障がいの有無などの様々な違いを超えて、誰にもやさしく、生活しやすいまちづくりを進めるなど、誰もが安心して暮らせる社会環境をつくります。

#### ① あらゆる分野で人権が尊重される社会の実現

町民一人一人の人権が尊重される地域社会の実現を目指して、町民、企業等の地域社会の構成員がともに連携して取組みます。

#### ② 住民参加による地域社会づくりの促進

いつでもだれもがボランティア活動などに参加できる基盤を整備し、子ども、高齢者、障がいのある人などの生活を身近な地域で共に支え合う地域社会づくりに取り組みます。

地域住民のボランティアへの参加を促進するため、ボランティア学習などの取組を支援します。

#### ③ 福祉のまちづくりの推進

高齢者、障がいのある人をはじめ、すべての人が自らの意思で自由に移動し、社会参加することができるように、建物、道路、交通機関等のバリアフリー化を図るとともにユニバーサルデザイン\*の考え方も取り入れて、誰もが住みよい福祉のまちづくりを推進します。

## 第3章 分野別施策の推進

### 1 女性

#### 【現状と課題】

人々の意識や行動、社会の制度や慣行は、近年、着実に変化してきているものの、依然として根深く残っているのが現状です。

また、夫やパートナーからの暴力（DV＝ドメスティック・バイオレンス）やストーカー行為\*、性犯罪、職場におけるセクシュアル・ハラスメント\*や差別的な処遇等の課題も多く残されています。

このような状況の中、本町は、平成11（1999）年4月に男女共同参画\*に関する初めての推進計画となる「かわじままち男女共生プラン21 ～男女共同参画社会の実現をめざして～」を、平成23（2011）年3月には「川島町男女共同参画推進計画 ～男女が互いに尊重し合い、個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現～」を策定し、男女共同参画社会の構築に向けた取組を進めてきました。

今後においても、男女が社会的、文化的に形成された性別の概念にとらわれず、その個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野に対等に参画できる男女共同参画社会を実現するため、積極的に関係機関、企業等との連携を図りながら、効果的な施策を推進します。

#### 【施策の展開方向】

男女の人権を尊重する意識を深く根づかせるため、啓発活動を効果的に展開し、女性に対するあらゆる暴力の予防と根絶のための施策を推進し、相談体制の充実を図ります。

政策・方針決定過程における男女共同参画を推進するため、各種審議会等委員の女性委員割合を高めることに努めるとともに、庁内組織はもとより経済活動を行っている団体等の各種団体において積極的に女性の採用や管理職・役員への登用に取り組むよう要請し、雇用等の分野においては、男女差別のない環境整備等啓発活動を行います。

男女共同参画の視点に立った地域における社会制度・意識改革のための施策を進めるため、地域、防災、環境その他の分野において、男女共同参画を推進し、また、男女共同参画を推進するための教育・学習の充実に努めます。

#### ① 教育・啓発の推進

町民一人一人が男女共同参画社会についての理解を深め、性別による固定的役割分担意識を見直すため、男女共同参画意識の普及啓発を図ります。

また、すべての人の人権が平等に尊重される社会を築くため、男女の人権や性の尊重について教育・啓発を推進します。

#### ② あらゆる暴力から女性を守るための相談・支援体制の充実

DV、セクシュアル・ハラスメント、性犯罪、ストーカー行為等のあらゆる暴力から女性を守るため、埼玉県、警察、関係機関等との連携を図り、迅速で適切な相談・支援体制に努めます。

### ③ 男女共同参画による地域づくり

誰もが住みよい地域社会をつくるため、様々な活動に男女の意見が反映されるよう、あらゆる分野への女性の参画を促進するとともに、地域づくりの多様な活動を推進します。

### ④ 多様な生き方を選択できる条件整備

男女が共に幅広い職種や業務で能力を発揮することができるよう、男女雇用機会均等法の普及や育児・介護休業制度の利用促進に努めるとともに、就業環境整備への啓発を推進します。

また、男女が共に仕事、家庭及び地域のバランスのとれた生活を実現するために、ワーク・ライフ・バランス\*（仕事と生活の調和）に推進に努めます。

## 2 子ども

### 【現状と課題】

「児童の権利に関する条約」は、子どもを権利の主体として位置付け、子どもの尊厳や生存、保護、発達などの権利を保障しています。

しかしながら、少子化や核家族化の進行、価値観の多様化、情報化の進展など、子どもたちを取り巻く社会環境が大きく変化し、子どもをめぐる問題も複雑、多様化しています。

こうした中で、児童虐待、いじめ、不登校、有害情報の氾濫や性の商品化など、子どもの権利に関する重大な問題が発生しています。

### 【施策の展開方向】

子どもを基本的人権が保障された存在、権利を行使する主体であると認識し、しつけの対象とみるだけでなく、子どもの人権を尊重する社会づくりを推進します。

特に、児童虐待、いじめ、児童買春、児童ポルノなどの深刻な権利侵害に対しては、福祉、保健、教育、警察などの関係機関が家庭や地域社会と連携し、子どもの人権が尊重され、保護されるような環境をつくります。

#### ① 教育・啓発の推進

子どもの権利擁護を図るため、町民に対しあらゆる機会を通じて、子どもの権利を守るための啓発活動を推進します。

また、乳幼児期から子どもの発達段階に応じ、自分や他人の人権を大切にすることを育てます。

特に、乳幼児期は、人格形成の重要な時期であり、保育園、幼稚園及び小学校が一層の連携を図り、人権尊重の精神の芽を育てます。

#### ② 児童虐待防止への取組の推進

児童虐待の未然防止と早期発見を図るため、町民に対しあらゆる機会を通じて、虐待防止に関する幅広い普及・啓発活動を推進します。

また、子どもや家庭との関わりの深い、埼玉県、保育園、幼稚園、学校及び医療機関などの関係

機関との連携強化を図ります。

### ③ いじめなどの問題に関する取組の推進

いじめなどの問題は、子どもの人権にかかわる問題であるとの認識に立ち、その防止や解決に向けての取組を一層推進します。

このため、研修を通じて教員の認識を深め、指導力の向上を図るとともに、児童生徒や保護者などへの相談体制を充実し、関係機関との連携強化を図ります。

### ④ 子育て支援サービスの充実

子育てに関する保護者の不安や負担を軽減するための支援サービスを充実させ、安心して子育てができる環境づくりに努めます。

### ⑤ 青少年健全育成の推進

学校、家庭及び地域の連携を強化して、地域ぐるみで子どもの健全育成を図る環境づくりを推進します。

また、子どもを取り巻く有害環境対策を推進します。

## 3 高齢者

### 【現状と課題】

全国的に少子高齢化が進行する中、本町においても高齢者数は増加の一途を辿り、平成24年4月1日現在、高齢化率（総人口に占める65歳以上人口の構成比）は22.9%となっています。こうした状況の中、孤立死や高齢者への身体的・心理的虐待、介護放棄及び財産面での権利侵害などが懸念されています。さらに、高齢者に対する悪質な訪問販売、財産奪取などの犯罪や権利侵害が増加する傾向にあります。

また、高齢者を年齢などにより一律に弱者と見るような誤った理解が高齢者に対する偏見や差別を生むことや、年齢制限等により、高齢者の働く場が十分に確保されていないことなどが指摘されています。

今後の人権施策の展開にあっては、町民のすべてが高齢になっても、いつまでも住み慣れた地域で、生きがいを持ち、安心して暮らすことのできる社会の構築が課題となっています。

### 【施策の展開方向】

高齢者が自らの意思に基づき、知識や経験を活かして、家庭や地域の中で積極的な役割を果たしていける環境づくりを推進します。

介護サービスの選択・利用や自主活動の展開、就業などあらゆる生活の場面において、高齢者の主体性が尊重されるよう支援します。

高齢者が安心して地域で暮らすことができるよう地域における支え合いを推進するとともに相談支援体制の充実を図ります。

また、判断能力が不十分な認知症高齢者の権利擁護についての方策を推進します。

#### ① 教育・啓発の推進

子どもから高齢者までの幅広い世代がふれあい、交流する「世代間交流」施策を進めるなど、福祉教育の推進に努めます。また、認知症高齢者についての正しい理解の普及と啓発を促進します。

#### ② 自立支援と社会参加の促進

高齢者が住み慣れた地域で自立し、安心して生活できるよう、多様な福祉サービスの展開を図ります。

また、高齢者がこれまで培ってきた豊富な知識や経験を地域で活かすことができる場を設定し、生涯学習、就労支援及び地域活動などの社会参加を促進します。

#### ③ 高齢者虐待防止と権利擁護の推進

高齢者の尊厳が守られる社会を構築するため、高齢者の虐待防止や権利擁護の推進を図ります。介護保険サービス等に関する苦情に対応するため、相談及び解決のための体制を充実します。

#### ④ 福祉のまちづくりの推進

高齢者が自らの意思で移動し、社会参加できるように、建物、道路及び交通機関等のバリアフリー化を図るとともに、ユニバーサルデザインの考え方にに基づき、誰もが住みよい福祉のまちづくりを推進します。

## 4 障がいのある人

### 【現状と課題】

障がいのある人に対する偏見や差別意識等のこころの障壁、建築物や歩道の段差などの物理的な障壁、文化・情報面での障壁など、障がいのある人が地域社会に住み、社会生活に平等に参加するために取り除かなければならない多くの障壁があります。

また、家庭内あるいは施設や医療機関内での身体拘束や虐待などが指摘されるなど、地域で孤立していたり意思表示の困難な人々の基本的な人権の擁護にも配慮する必要があります。

### 【施策の展開方向】

様々な障壁を取り除き、障がいの有無にかかわらず基本的な人権を享有する個人として尊重されるよう、人権擁護施策を一層推進します。

町民一人一人が障がいに対して適切な理解をより深め、地域で共に生き、生活する上で、障がいのある人に対する偏見や差別意識などの解消に努めます。

障がいがあっても自立し、社会のあらゆる分野に参画できるよう、共に学び働く場の確保、情報提供の充実、まちづくり等地域生活を支援する施策を推進します。

特に、人権の課題として、障がいのある人の中には、実際に生活する上で自己選択や自己決定の意思表示が困難な場合があります。このため、成年後見制度\*の活用を推進し、権利擁護の一層の強化

を図ります。

#### ① 教育・啓発の推進

障がい及び障がいのある人に対する正しい理解と認識を深め、障がいの有無にかかわらず、お互いの人格と個性を尊重し、支え合う社会の実現に向けた啓発を推進します。

また、学校での交流及び共同学習や福祉教育を推進し、ノーマライゼーション\*の理念の普及と啓発を促進します。

#### ② 特別支援教育の充実

障がいのある児童・生徒一人一人が、持てる力を発揮できるよう教員の専門性や指導力の向上を図ります。

学校教育における障がい理解教育や交流及び共同学習を充実します。

#### ③ すべての人の参加による福祉社会づくり

障がい福祉サービスや地域行事への参加を促す情報提供や相談・支援体制の充実に努めます。

#### ④ 地域での生活支援の充実

障がい福祉サービスの提供体制を確保するとともに、サービスの利用による障がい者の自立支援と社会参加の促進を図ります。

また、障がいの程度や適性に応じた就労のための総合支援を充実します。

#### ⑤ 権利擁護の推進

障がいのある人が様々な場面で不当・不利な扱いを受けることなく、安心して日常生活を送れるよう、関係機関と連携を図り、権利の擁護や行使に関する相談・支援体制の充実に努めます。

#### ⑥ 福祉のまちづくりの推進

障がいのある人が自らの意思で自由に移動し、社会参加することができるように、建物、道路、交通機関等のバリアフリー化を図るとともに、ユニバーサルデザインの考え方にに基づき、誰もが住みよい福祉のまちづくりを推進します。

## 5 同和問題

### 【現状と課題】

同和問題は、我が国固有の人権問題であり、憲法が保障する基本的人権の侵害に係る重要な問題です。

昭和44（1969）年に「同和対策事業特別措置法\*」が制定されて以来、平成14（2002）年3月までの33年間にわたり、国や県、市町村では、特別措置法に基づき、同和地区の生活環境等の改善、社会福祉の増進、産業の振興、職業の安定、教育の充実、啓発などに積極的に取り組んできました。

その結果、生活環境等の改善をはじめとする物的な基盤整備は概ね完了するなど、様々な面で存在していた格差は大幅に改善され、実態的差別\*の解消はほぼ達成されました。

しかし、心理的差別\*については、着実に解消に向けて進んでいるものの、依然として差別事象の発生が見られるなど、いまだに課題として残されています。

近年ではインターネットの匿名性を悪用して掲示板サイトなどへ差別的な書き込みが行われるという問題が発生しています。また、結婚、就職、交際などにおける不合理な偏見による差別意識は、戸籍謄本等の不正取得や不適切な身元調査、不公正な採用選考等の問題を引き起こす要因となっています。

平成22（2010）年度に埼玉県が実施した「人権に関する意識調査」では、「現在どのような問題が起きているか」という問いに対して、「結婚で周囲が反対すること」と答えた人が46.7%、「差別的な言動をすること」が31.8%、「就職・職場で不利な扱いをすること」が29.1%、「誤った偏見から交際を避けること」が28.7%などとなっています（複数回答）。

また、時として発生する「えせ同和行為\*」は、同和問題に対する誤った意識を植え付け、これまでの国、県、市町村や民間運動団体が行ってきた長年にわたる啓発効果を一挙に覆すこととなります。

今後も、これらの課題の解消を目指し、これまでの同和教育や啓発活動によって積み上げられてきた成果とこれまでの手法の評価を踏まえて、同和問題を重要な人権課題の一つとしてとらえ、引き続き教育・啓発を中心に同和問題の解決を目指していくことが必要です。

### 【施策の展開方向】

心理的差別の解消のため、同和問題に対する正しい理解と意識が深まるよう創意工夫を凝らした人権教育・啓発活動を推進します。

また、これまでの啓発効果を損ない、同和問題解決の大きな阻害要因となっている「えせ同和行為」の排除に向けた取組に努めます。

#### ① 教育・啓発の推進

同和問題に対する正しい理解を図り、部落差別をなくしていくことのできる人間を育成するために、同和教育を人権教育の重要課題として位置付け、学校、家庭、地域社会の相互の連携を図りつつ、児童生徒の発達段階に応じた適切な教育を推進します。

また、心理的差別の解消に向け、講演会の開催、啓発冊子の活用・配布などによる啓発活動を実施します。

#### ② 「えせ同和行為」の排除

「えせ同和行為」の排除に向け、関係機関と連携し啓発を図ります。

## 6 外国人

### 【現状と課題】

日本においては、少子高齢化が進む一方、グローバル化\*により海外からの外国人住民が増え続けるという状況にあります。

本町における外国人登録者は、この10年間で約1.6倍に増加し、平成24（2012）年7月9日現在で204人となっています。

日本が将来にわたり活力ある社会を維持していくために、日本人と外国人住民の双方がそれぞれの文化的、宗教的背景などの立場を理解し、共存、共栄を図っていく「多文化共生」の考え方が重要になっています。特に、外国人住民をこれまでのような支援の対象から日本人と共に社会を担っていくパートナーと捉え、それぞれの能力を十分に生かせる社会づくりが必要となります。

### 【施策の展開方向】

本町では、日本人と外国人住民それぞれがお互いの立場を理解し合い、それぞれの才能を十分に活用できる社会づくりに努めます。

また、外国人住民を取り巻く問題は生活の幅広い分野にまたがっており、地域全体の課題として、企業、学校及び自治会等が適切な役割分担の下に連携を図り取り組むよう推進します。

#### ① 教育・啓発の推進

文化、習慣等の違いから生じる外国人に対する差別や偏見をなくすため、多文化共生の学習を推進するとともに、学校教育で多文化共生の視点を取り入れた国際理解教育を推進します。

#### ② 生活支援の充実

外国人住民が安心・安全に自立して生活できるよう、教育、住宅、医療、福祉、防災など様々な分野で生活支援の充実を図ります。

## 7 様々な人権問題

これまで述べてきた6項目の分野別人権課題のほかにも、次のような人権問題が存在します。

これらの人権問題については、人権尊重の視点から適切な教育・啓発活動を推進するとともに、関係機関等と連携して、効果的な相談・支援活動を推進します。

### (1) HIV感染者等

エイズ患者・HIV感染者、その他の感染症患者に対する偏見は、正しい知識や理解の不足から、医療現場における診察上のトラブルのほか、就職拒否や職場解雇等の人権問題となって現われています。

### (2) 犯罪被害者やその家族

犯罪被害者やその家族は、直接的な被害のみならず、これに付随して生じる精神的、経済的被害者等様々な被害を受けている場合が多く、マスメディアの行き過ぎた取材や報道などによって人権が侵害される場合もあります。

### (3) アイヌの人々

我が国の少数民族であるアイヌの人々は、アイヌ民族であることを理由として、結婚や就職など

で様々な差別を受け、経済的にも困難な状況に置かれています。

#### **(4) インターネットによる人権侵害**

情報発信の匿名性を悪用して、個人に対する誹謗中傷や差別的な情報の掲示、プライバシーの侵害、差別を助長する表現等がインターネット上に掲載されるなど、人権にかかわる問題が発生しています。また、安易に個人情報を発信したり、有害サイトを利用したことから犯罪に巻き込まれる事件も発生しています。

インターネットによる人権侵害を防止するための教育・啓発、人権を侵害するおそれのある書き込みやネット上のいじめへの対応を関係機関との連携を図り実施します。

#### **(5) 災害時における人権への配慮**

災害時の避難所におけるプライバシーが保護されないという問題のほか、高齢者、障がいのある人、子ども、外国人などの災害時要援護者保護や女性の避難所生活での配慮の問題があります。

また、根拠のない思い込みや偏見で、風評被害やいじめなどの問題が発生しています。

#### **(6) 刑を終えて出所した人**

刑を終えて出所した人やその家族に対する地域社会からの偏見や就労、住居確保の問題など、社会復帰を目指す人たちにとって極めて厳しい状況にあります。

#### **(7) 性的指向、性同一性障がい**

性的指向\*、性同一性障がい\*のある人に対する雇用面における差別、性の区分を前提とした社会生活上の制約などの問題があります。

#### **(8) ホームレスの人権**

野宿生活者その他安定した居住の場所を有しない者、いわゆるホームレス\*は、就業の機会や住居の確保が難しく、偏見や差別ばかりでなく暴行を受けるなどの問題が生じています。

#### **(9) プライバシーの侵害**

犯罪被疑者やその家族、少年事件などの加害者本人へのマスメディアの行き過ぎた取材や報道によるプライバシーの侵害等が指摘されています。

また、インターネットによる個人情報の大量流出といった、新たな事例が発生しています。

#### **(10) その他**

北朝鮮当局による拉致問題、非正規雇用等による生活困窮者問題、性的搾取及び強制労働等を目的とした人身取引などの人権問題があります。

## **第4章 推進体制**

### **1 町の推進体制**

人権施策の推進に当たっては、関係課局相互の連携のもと、総合的かつ効果的な推進を図ります。

関係課局においては、この指針の趣旨を踏まえ、諸施策を積極的に推進します。

また、基本方針に基づく実施計画を作成し、推進状況について、毎年度検証を行い、その結果を施策の推進に反映させるよう努めます。

### **2 国、県、民間団体等との連携**

人権施策の推進に当たっては、国、県、近隣市町村などの行政機関及び民間団体等と連携し、幅広い活動を行っていくことが必要です。

このため、さいたま地方法務局や埼玉県人権擁護委員連合会を中心に、人権に関わる機関や団体と連携協力し、人権啓発活動を推進します。

## 用語解説

※ 本文中で、\*を付した言葉について50音順に説明を掲載しています。

### 【あ行】

#### あらゆる形態の人権差別の撤廃に関する国際条約

昭和40（1965）年12月に国連総会において採択された条約。この条約は、あらゆる形態及び表現による人種差別を全世界から速やかに撤廃し、人種間の理解を促進し、あらゆる形態の人種隔離と差別のない国際社会を築くための早期の実際的措置の実現を当事国に求めています。

### エイズ（AIDS）

後天性免疫不全症候群（Acquired Immune Deficiency Syndrome）。HIV（ヒト免疫不全ウイルス）に感染し、免疫機能が破壊されることによって抵抗力が低下し、健康な人ではかからないような病気を引き起こしている状態のこと。指標となる23の疾患（カポジ肉腫、ニューモシスチス（カリニ）肺炎等）を発症している点でHIV感染とは異なる。

### HIV感染者

ヒト免疫不全ウイルス（Human Immunodeficiency Virus）に感染した人。主に性行為や血液により感染し、数年から十数年間という長い潜伏期間を経過した後、徐々に人の免疫機能を破壊する。HIVに感染しても、早期に治療を開始することにより、エイズの発症を遅らせたり、症状を緩和させたりすることが可能になってきている。

### えせ同和行為

同和問題を口実にして、企業、個人や行政機関などに対して行われる不法・不当な行為や要求。

### 【か行】

#### グローバル化

政治経済、文化など様々な分野において、従来の国家・地域の垣根を越えて地球規模で資本や情報のやり取りが行われること。

### 国際人権規約

法的拘束力のない宣言に対し、拘束力をもつ条約として生まれ、わが国においては、昭和54年（1979年）9月に発効しました。「民族の自決権」「内外の平等」「男女の平等」を基本とした社会権規約（A規約）と「居住、移転の自由」「児童の権利」などを含む自由権規約（B規約）および選択議定書から成り立っています。

## 【さ行】

### 実態的差別

同和地区の人々の生活上に現れている差別のことで、劣悪な生活環境、低位な教育・文化水準、不安定な職業、高い生活保護率などの形で現れる差別のこと。

### 児童の権利に関する条約

平成元（1989）年11月に国連総会で採択された子どもの人権や自由を尊重し、子どもに対する保護と援助を進めることを目指した条約。わが国は、平成6（1994）年に批准。（この条約は、18歳未満のすべての子どもに適用される。）

### 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

すべての人間は、そもそも生まれながらにして自由かつ平等であることから、男子も女子も個人として等しく尊重されるべきであるとした条約。わが国は、昭和60（1985）年に批准。

### 人権教育

「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」のこと。

### 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的に平成12（2000）年に制定された法律。

### 人権教育のための国連10年行動計画

国連は、平成7（1995）年～平成16（2004）年までの10年を「人権教育の国連10年」と決議しました。人権教育は世界人権宣言の目的を強化・促進し、人権という普遍的文化をあらゆる場所で築いていこうとするものです。わが国においては、平成7（1995）年12月に内閣にこのための推進本部を設置し、平成9（1997）年7月には国内行動計画がとりまとめられました。この行動計画では、「学校教育、社会教育、企業その他一般社会など、あらゆる場で人権教育を推進するとともに、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題などの人権問題を重要課題としてとらえ、法の下での平等と個人の尊重という普遍的な視点から取り組む」としています。

### 人権啓発

「町民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する町民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動で、人権教育を除いたもの」のこと。

## 人権擁護委員

人権擁護委員は、人権擁護委員法に基づいて各市町村に置かれ、国民の基本的人権が侵犯されることのないように監視し、若し、これが侵犯された場合には、その救済のため、すみやかに適切な処置を採るとともに、常に自由人権思想の普及高揚に努めることを使命とする公職。市町村の推薦により法務大臣が委嘱。

## 心理的差別

人々の観念や意識の中に潜在する差別であり、封建的身分の賤称（身分の差別呼称）を使って侮蔑したり、不合理な偏見により交際や就職、結婚などを拒むといった行動に現れる差別のこと。

## スクールカウンセラー

いじめや不登校等の問題に対応するため、教職員や保護者への助言・援助を行うとともに、児童生徒の心の相談にあたる臨床心理に関する専門的な知識や経験を有する者のこと。

## ストーカー行為

同一の者に対して、恋愛感情等その他の行為の感情またはそれが満たされなかったことに対する怨念の感情を充足する目的でつきまとう等、身体の安全、住居等の平穏や名誉を害し、不安を覚えさせるような行為を反復すること。

## 性的指向

異性愛、同性愛、両性愛の別を指すsexual orientation の訳語。

## 性同一性障がい

生物学的には完全に正常であり、しかも自分の肉体がどちらかの性に属しているかをはっきり認識していながら、その反面で、人格的には自分は別の性に属していると確信している状態。

## 成年後見制度

高齢者や知的・精神障害のある人など判断能力が十分でない成人を保護・支援するための法律上の制度。民法上では、従来、禁治産、準禁治産という2つの類型が設けられていたが、平成12（2000）年の民法の改正により、判断能力等の状態により後見、保佐、補助の3つの類型や任意後見制度などが創設された。

## 世界人権宣言

昭和23（1948）年12月国際連合第3回総会で採択されました。前文と30ヶ条からなり、

第1条では、「すべての人間は生まれながらにして自由であり、かつその尊厳と権利について平等である。」と述べられています。人権を確立することが世界の恒久平和への道であるという基本精神に立ったものです。いかなる差別もなくし、全世界のあらゆる場所において、すべての人びとが享有すべき人権と基本的自由を定めています。

### **セクシュアル・ハラスメント**

相手の意に反した性的な性質の言動で、身体に対する不必要な接触、性的関係の強要、性的うわさの流布、衆目へふれる場所へのわいせつな写真の掲示など、様々な態様のものが含まれる。

### **男女共同参画社会**

男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会のこと。

### **【た行】**

#### **DV（ドメスティック・バイオレンス）**

Domestic Violence の略で、配偶者や恋人など親密な間柄で行われる暴力を指す。

### **同和对策事業特別措置法**

同和地区の生活環境の改善、社会福祉の増進、産業の振興、職業の安定、教育の充実、人権擁護活動の強化など、必要な措置を総合的に実施することを目的として、昭和44（1969）年に制定された10年間の限時法（後に、法期限を3年間延長）。国は、33年間に本法も含めて3度にわたり特別措置法を制定した。

### **【な行】**

#### **認知症**

一度身につけた記憶力、判断力、言語能力などの精神機能が、脳血管障害やアルツハイマー病などにより低下し、自分らしい暮らしを自立して行うことが困難になっていく疾患。

### **ノーマライゼーション**

障がいのある人や高齢者など社会的に不利を受けやすい人々が、社会の中で他の人々と同じように生活し、活動することが本来の望ましい姿であるという考え方。

## 【は行】

### バリアフリー

障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを取り除くという意味。もともとは建築用語として登場し、道路・建物などの段差の解消等物理的なめんで用いることが多いが、より広く障がいのある人の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的、または情報伝達の面で用いられることもある。

### ホームレス

失業、借金、家庭内の事情等様々な要因により、特定の住居を持たずに、都市公園、河川、道路、駅舎等で日常生活を送っている人々のこと。

## 【ま行】

## 【や行】

### ユニバーサルデザイン

年齢、性別、身体、国籍など人々が持つ様々な特性の違いを超えて、はじめからできるだけすべての人が利用しやすいように配慮して、施設、建物、製品、環境、行事等をデザイン（計画・実施）していこうとする考え方。

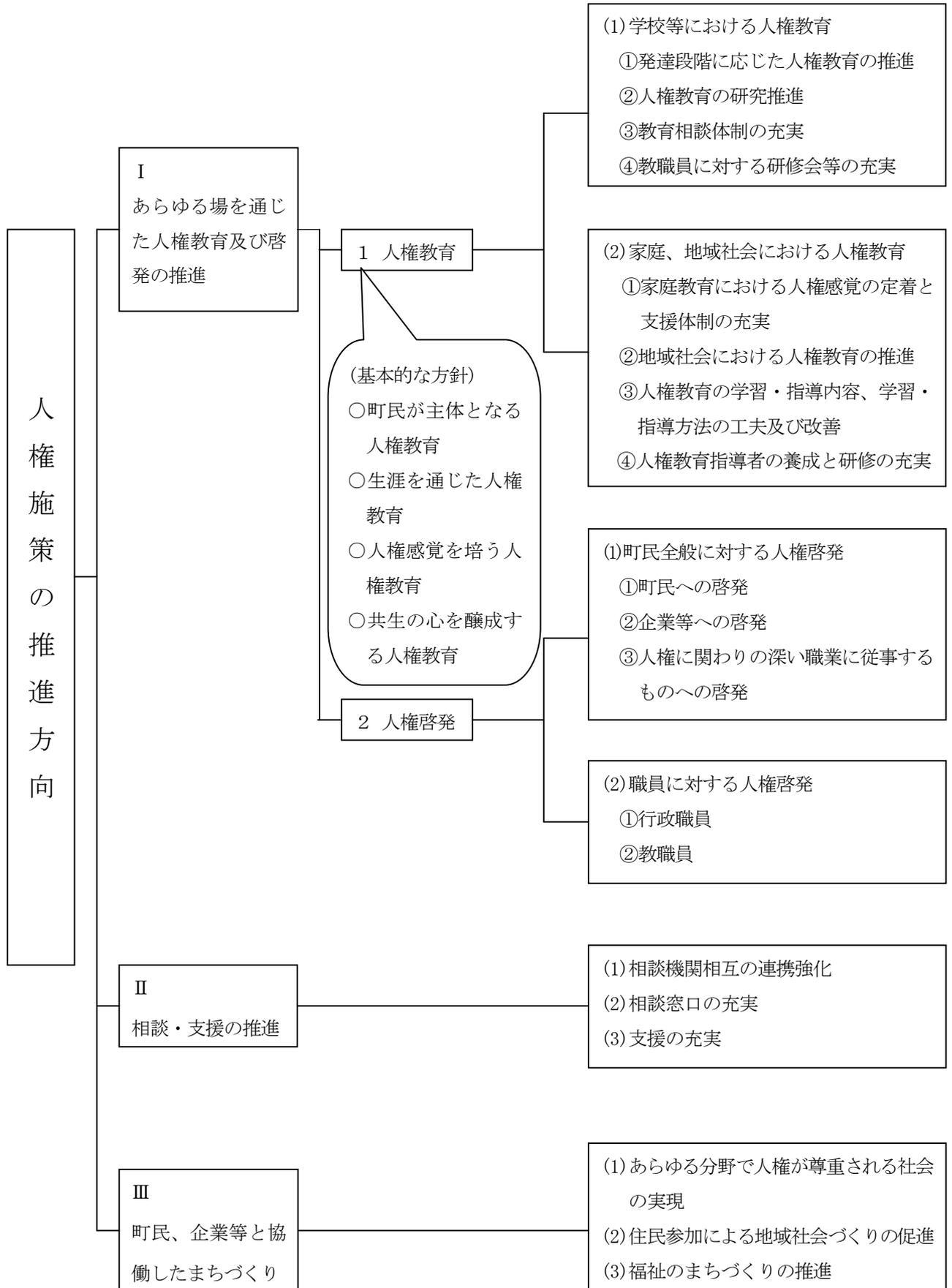
## 【ら行】

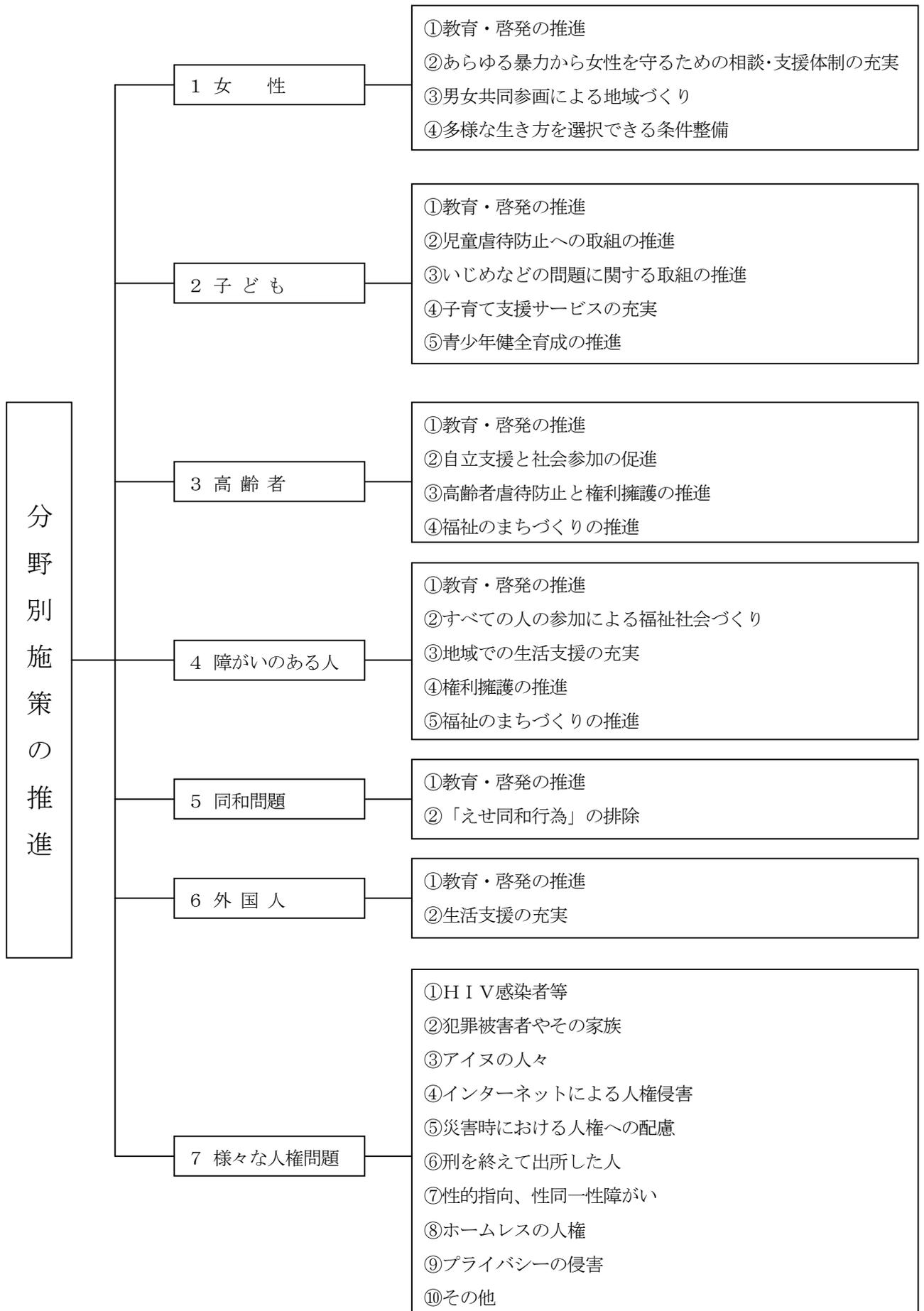
## 【わ行】

### ワーク・ライフ・バランス

仕事と生活の調和という意味。男女が共に人生の各段階において、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など様々な活動について、自らの希望に沿った形でバランスをとりながら展開できる状態のこと。

## 川島町人権施策基本方針 施策体系





## 日本国憲法（抄）

昭和21年11月3日公布

昭和22年5月3日施行

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたって自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであって、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

### 第3章 国民の権利及び義務

第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

第12条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第14条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

② 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

③ 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

第19条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第20条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

② 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

③ 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第21条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

② 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第22条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

② 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第23条 学問の自由は、これを保障する。

第24条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

② 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

第25条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

② 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第26条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

② すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第27条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

② 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

③ 児童は、これを酷使してはならない。

## 第10章 最高法規

第97条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

## 世界人権宣言

1948年12月10日

第3回国際連合総会採択

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によつて人権を保護することが肝要であるので、諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもつとも重要であるので、よつて、ここに、国際連合総会は、社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によつて促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によつて確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

## 第1条

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもつて行動しなければならない。

## 第2条

- 1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。
- 2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づきいかなる差別もしてはならない。

## 第3条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

## 第4条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

## 第5条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

## 第6条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

## 第7条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

## 第8条

すべて人は、憲法又は法律によつて与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

## 第9条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

## 第10条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当つて、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

#### 第11条

- 1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従つて有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
- 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかつた作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

#### 第12条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

#### 第13条

- 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

#### 第14条

- 1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。
- 2 この権利は、もつぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

#### 第15条

- 1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

#### 第16条

- 1 成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。
- 2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によつてのみ成立する。
- 3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であつて、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

#### 第17条

- 1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

#### 第18条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によつて宗教又は信念を表明する自由を含む。

#### 第19条

すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

#### 第20条

- 1 すべての人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。
- 2 何人も、結社に属することを強制されない。

#### 第21条

- 1 すべての人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参与する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。
- 3 人民の意思は、統治の権力の基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によつて表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならず、また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によつて行われなければならない。

#### 第22条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

#### 第23条

- 1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
- 2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。
- 3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によつて補充を受けることができる。

- 4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

#### 第24条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

#### 第25条

- 1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。
- 2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

#### 第26条

- 1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならない。また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。
- 2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。
- 3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

#### 第27条

- 1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とにあずかる権利を有する。
- 2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

#### 第28条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

#### 第29条

- 1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中であつてのみ可能である社会に対して義務を負う。
- 2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当つては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福

社の正当な要求を満たすことをもつぱら目的として法律によつて定められた制限にのみ服する。

3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

#### 第30条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

# 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成12年12月6日施行

## 目的

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

## 定義

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵<sup>かん</sup>養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動(人権教育を除く。)をいう。

## 基本理念

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

## 国の責務

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

## 地方公共団体の責務

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

## 国民の責務

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

## 基本計画の策定

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

## 年次報告

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

## 財政上の措置

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

## 附 則

### 施行期日

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第八条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

### 見直し

第2条 この法律は、この法律の施行の日から三年以内に、人権擁護施策推進法(平成八年法律第百二十号)第三条第二項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

## 川島町人権施策基本方針

平成25年3月 策定

川島町総務課庶務・人権グループ

〒350 - 0192

埼玉県比企郡川島町大字平沼1175

電話 049-297-1811

ホームページ

<http://www.town.kawajima.saitama.jp/>